

令和3年度 秋～冬学期 期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	民事訴訟法基礎	教員名（署名）	藤本利一
-------	---------	---------	------

I 以下の問いについて、問題となる条文と原則を指摘しつつ、理由を付して答えなさい。
（20点）

[問い]

一定の証拠から特定の事実を認定しなければならないとする旨の合意は適法といえるか。

II 以下の設例を読み、すべての問いに理由を付して答えなさい。各問いは、独立したものとして考えること。（計30点）

[設例]

Xは、「Aは、甲建物を所有していたが、事故により死亡し、その子で唯一の相続人であるXが甲を相続した。現在、Yは何らの権原もなく、甲を占有している。」と主張し、甲の所有権に基づいて、Yに対して、甲の明渡しを求める訴えを提起した。

[問い]

1 Yは、「Xが甲建物を所有していることは否認する。Aが甲の所有者であったことは認めるが、Aは生前Yに甲を売却した。」と主張した。一方、裁判所は、証拠調べの結果、Aは、Yではなく、Bに甲を売却したと認めた。

この場合、裁判所は、Bへの売買がされているのでXは甲を所有していないことを理由に、Xの請求を棄却することはできるか。（10点）

2 Yは、「Aが甲建物の所有者であったことは認めるが、Aは、生前Yに甲を賃貸し、甲を引き渡した。」と主張した。Xは、このYの主張を否認し、「AはYに、甲を、期間の定めなくYの居住のため無償で利用させる旨約束して、これを引き渡したが、Yの居住の目的に従った使用収益をするのに足りる期間は経過した。」と主張した。Yは、このXの主張を全部否認した。裁判所は、証拠調べの結果、A Y間において使用貸借契約が成立したが、Xの主張する期間の経過は認められないと判断した。

この場合、裁判所は、Yの使用借権の存在を理由として、Xの請求を棄却することができるか。（10点）

3 Yは、「Xが甲建物を所有していることは認めるが、Xは、元所有者であるCから買い受けたものである。その後、Xは、Yに甲を賃貸し、引き渡した。」と主張した。裁判所は、証拠調べの結果、Xは、甲を元所有者のCから買い受けたものであり、Aから相続したものではないと認めた。

この場合、裁判所は、X Y間の建物賃貸借が認められないと判断したときでも、Xの請求を認容することはできるか。（10点）

Ⅲ 以下の各問いについて、前訴確定判決の既判力が、後訴の請求に関する判断に作用するか検討しなさい。(計 30 点)

[問い]

1 Xは、Yに対し、売買代金支払請求訴訟を提起したところ、Yによる相殺の抗弁が認められ、Xの請求を全部棄却する判決がなされ、確定した。その後、Xが、Yに対し、同一の売買契約に基づく代金の支払を求める訴えを提起した。(10点)

2 Xは、Yに対し、甲土地の所有権に基づきその明渡しを求める訴えを提起したところ、Xの請求を認容する判決がなされ、確定した。その後、Xは、Yに対し、甲土地の所有権の確認を求める訴えを提起した。(10点)

3 Xは、Yに対し、乙土地の所有権の確認を求める訴えを提起したところ、Xの請求を認容する判決がなされ、確定した。その後、Yは、Xを被告として、乙土地の所有権の確認を求める訴えを提起した。(10点)